平成２３年（フ）第３１５号
千葉県市川市大野町２丁目147番地１　市川グリーンハイツ第二102号
債務者　土肥さつき
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０８号
千葉県船橋市藤原３丁目26番３号
債務者　平栗　和子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６７号
千葉市中央区仁戸名町319番地８　シュルクレール２―101号
債務者　小川　　努
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２６号
千葉県船橋市丸山２丁目23番１号
債務者　秋山　絵奈
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２７号
千葉県船橋市丸山２丁目23番１号
債務者　秋山　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７５９号
千葉県船橋市習志野台４丁目２番27―601号
債務者　高橋美千代
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０８号
千葉県市川市宝２丁目１番11号　コーポ羽曳野205号
債務者　渡會　佑介
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２５号
愛知県豊田市平芝町７丁目22番地３　ピューラー平芝Ｂ103号、前住所愛知県豊田市日之出町１丁目15番地12
債務者　中西　俊哉
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
愛知県豊田市平芝町７丁目22番地３　ピューラー平芝Ｂ103号、前住所愛知県豊田市日之出町１丁目15番地12
債務者　中西　由理
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
滋賀県米原市磯1873番地、前住所大阪府羽曳野市西浦1608番地の１
債務者　畑中　　正
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第８１９号
札幌市豊平区平岸２条７丁目４番17―703号
債務者　金本一二美こと　金　一二美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１６号
札幌市西区八軒４条西２丁目３番15号　アルファネクスト八軒206号
債務者　佐藤ひとみ
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１５号
札幌市豊平区月寒東２条12丁目12番９号
債務者　伊深　光彦
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１６号
札幌市東区東苗穂14条２丁目20番21号　伊深元彦方、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東２条12丁目12番９号
債務者　伊深ミサ子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３８７号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番10―102号
債務者　西村　嘉洋
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７３号
北海道江別市いずみ野19番地の５
債務者　大戸　美和
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９９号
札幌市豊平区西岡４条２丁目10番34―203号
債務者　佐藤佳緒利（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２１号
北海道江別市ゆめみ野東町35番地の13
債務者　水本　　勤
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部